

横浜市立秋葉中学校PTA規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、横浜市立秋葉中学校PTAと称し、事務所を本校内に置く。

第2条 目的

この会は、学校との連絡を密にして、家庭・学校・社会における生徒の心身の健全な発達を助成し、教育環境の整備充実に協力し、また、会員相互の親睦と教養の向上をはかることを目的とする。

第3条 方針

この会は、民主的な教育の振興を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体または機関からの支配・統制・干渉を受けない。
- (2) この会は、生徒の教育と福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
- (3) この会は、宗教的、政治的活動や、営利を目的とする行為を行わない。
- (4) この会は、教職員の人事その他学校運営の基本的事項について干渉しない。

第4条 会員

この会の会員は、秋葉中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

第2章 総会

第5条 定例総会

この会は、最高議決機関として定例総会を年2回（2月と5月）開催し、次の事項を審議する。但し、2月の総会は紙面総会とする。

- (1) 次期役員及び会計監査の選出
- (2) 事業報告及び会計報告
- (3) 事業計画及び予算審議
- (4) その他必要事項

第6条 臨時総会

運営委員会が必要と認めた場合、または会員（一家庭で1単位）の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集する。

第7条 総会における議決

総会の定足数は、会員の3分の1（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第3章 運営委員会

第8条 運営委員会の構成

運営委員会は、本会の役員、各常置委員長・副委員長及び校長、副校長によって構成される執行機関である。

第9条 運営委員会の任務

運営委員会の任務は、次の通りである。

- (1) 各常置委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 総会に提出する議事原案を作成する。
- (3) 必要ある場合は、特別委員会を設ける。
- (4) 役員、会計監査に欠員を生じた場合、必要に応じて、これを補充する。
- (5) その他、総会において委託された事項、及び必要事項を審議し執行する。

第10条 運営委員会の開催

1. 運営委員会は、毎学期1回以上開くものとし、委員の半数以上の出席をもって成立する。
2. 司会は、副会長が行い、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第4章 委員会

第11条 委員会の組織

本会は、運営委員会のほかに、次の委員会を組織する。

- (1) 常置委員会
- (2) 特別委員会
- (3) 推薦委員会

第5章 常置委員会

第12条 常置委員会の組織

1. 常置委員会は、学年委員会、成人保健委員会、広報委員会、校外委員会の4委員会とする。
2. 各常置委員会の構成、委員の選出方法、運営等については、別に内規で定める。

第13条 正・副委員長の選出

各常置委員会の委員長・副委員長は、各委員会において委員の互選によって選出する。

第6章 常置委員会の任務

第14条 学年委員会の任務

学年委員会は、学年・学級の連絡調整にあたり、教育活動の効果をあげるための協力活動と教育環境整備をはかる。

第15条 成人保健委員会の任務

成人保健委員会は、会員の教養を高め、親睦をはかり、社会教育を推進するとともに、学校の保健安全活動に協力し、会員の保健意識を高める。

第16条 広報委員会の任務

広報委員会は、会報を発行し、その他、この会全般の広報活動を進める。

第17条 校外委員会の任務

校外委員会は、生徒の校外における生活環境に心を配り、その指導に協力する。

第7章 特別委員会

第18条 特別委員会

1. 特別委員会は、この会の特別な事業を実行するために、臨時に設けられる。
2. 委員会の構成、事業内容、運営等については、別に内規で定める。
3. 委員会は、当初の目的を達成したとき、当然、解散されるものとする。

第8章 推薦委員会

第19条 推薦委員会の任務

1. 推薦委員会は、役員及び会計監査の候補者を選定し、総会に提示する。
2. 委員会は、選挙管理委員会を兼ね、選挙に関する一切の業務を担当する。
3. 委員会の任務ならびに、運営については、別に内規で定める。

第20条 推薦委員会の組織

推薦委員会は、次の方法により組織する。

- (1) 各常置委員会から1名ずつ選出する。(4名)
- (2) 教職員の中から1名選出する。
- (3) 運営委員会の中から地区を考慮し選出する。(4名)

第9章 役員会

第21条 役員会の構成と業務

1. 役員会は、本会の役員及び校長、副校長をもって構成する。
2. 役員会は、会務全体の総括と調整を行い、基本的事項の企画立案にあたり、緊急事項に対処し、総会や運営委員会から要請された事項を審議し、処理する。

第22条 役職と定員

役員会に、次の役職を置く。

- (1) 会長 1名（保護者）
- (2) 副会長 2名（保護者）
- (3) 書記 2名（保護者、教職員各1名）
- (4) 会計 2名（保護者、教職員各1名）

但し、本会運営上において必要と判断される場合、役員または専任役員を増やすことができる。この場合においても、選出と任期は規約の通りとする。

第10章 役員

第23条 任務

役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会及び運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 書記は、運営委員会等の議事を記録し、この会の庶務を処理する。
- (4) 会計は、次の事項を行う。
 - (イ) 予算原案を作成し、運営委員会に提出する。
 - (ロ) 総会で決定した予算に基づいて会計事務を処理する。
 - (ハ) 5月総会において、会計監査を経た決算報告をする。

第11章 役員を選出と任期

第24条 選出

役員を選出は、原則として立候補とし、立候補のない場合は推薦として候補者を立て、総会出席者の過半数の信任を得なければならない。

第25条 任期

1. 役員の仕事は4月とし、任期は1年とする。ただし、再任は差し支えない。
2. 欠員を生じた場合、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

第 1 2 章 会 計 監 査

第 26 条 任 務

1. 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
2. その任務は、会長の招集によらず独自の立場で行い、会計年度の半ばにおいても随時活動することができる。
3. 会計監査委員は、役員や他の委員を兼務できない。

第 27 条 選 出 と 任 期

1. 会計監査の選出は、すべて役員選出の手続きに準じて行われ、定員 2 名を保護者会員から選定する。
2. 就任、任期、欠員補充等は、すべて役員のそれに準じる。

第 1 3 章 会 計

第 28 条 会 費

1. この会の経費は、会費及び寄付金等の収入をもってこれにあてる。
2. 会費は、一家庭当たり月額 3 5 0 円とし、また教職員も月額 3 5 0 円とする。
3. 会費額その他の変更は、総会の承認を得なければならない。
4. この会の資産は、第 1 章 - 第 2 条の目的達成以外には使用してはならない。

第 29 条 会 計 年 度

この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 4 章 付 則

第 30 条 規 約 の 改 正

規約の改正は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て決定する。

第 31 条 規 約 の 施 行

1. 本会の規約は、昭和 6 0 年 4 月 1 日より実施する。
2. 平成 元 年 2 月 2 2 日 一部改正施行
3. 平成 2 年 2 月 2 1 日 一部改正施行
4. 平成 5 年 4 月 1 日 一部改正施行
5. 平成 1 2 年 4 月 1 日 一部改正施行
6. 平成 1 9 年 4 月 1 日 一部改正施行
7. 平成 2 4 年 5 月 1 8 日 一部改正施行
8. 平成 2 6 年 5 月 2 3 日 一部改正施行
9. 平成 3 0 年 5 月 2 5 日 一部改正施行

第 32 条 内 規

1. この規約は、必要に応じて内規等で補うものとする。
2. 内規の制定、改案は、運営委員会の審議決定により行い、次回の総会において会員に公表する。